

情報通信審議会 情報通信政策部会
IoT 政策委員会 基本戦略ワーキンググループ

データ取引市場等サブワーキンググループ
取りまとめ

目次

1. 検討の背景	1
2. 検討事項	2
(1)データ取引市場のプレイヤーに関するルール	2
(2)データ取引市場を運営する者に関するルール	2
3. 情報信託機能について	2
(1)関連制度の現状	2
(2)情報信託機能に関する実証実験	4
(3)情報信託機能を担う者に関するルールの在り方	5
① 基本的な考え方	5
② 制度の在り方	5
(ア) 立法措置	6
(イ) 民間事業者による自主的取組	7
③具体的なルールの例	7
4. データ取引市場	9
(1)データ取引市場の動向	9
(2)制度の現状	9
①証券取引所の例	9
②電力市場（日本卸電力取引所）の例	10
(3)取引市場を運営する者に関するルール	10
①基本的な考え	10
②制度の在り方	10
(ア) 立法措置	11
(イ) 民間事業者による自主的取組	11
③具体的なルール	12
5. まとめ	13

1. 検討の背景

政府は、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを軸とする第4次産業革命の実現により、2020年までに30兆円の付加価値を創出することとしている¹。

第4次産業革命は、データ主導社会（Data Driven Society）を実現するものであり、データの生成・収集・流通・分析・活用を徹底的に図ることによって、製造過程はもとより、あらゆる社会経済活動を再設計し、社会の抱える課題解決を図る Society 5.0 を目指すものである。第4次産業革命が進む中、厳しさを増すグローバル競争に勝ち残っていくためには、データ主導社会の実現に向け、可能なあらゆる政策手段を講じていかなければならない。

特にパーソナルデータについては、適切な利活用を推進する観点から、政府において、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）」の下で開催されている「データ流通環境整備検討会」等において、データ取引市場の運営や、そこに参加するプレイヤーに関するルールの在り方について検討が行われてきた。この検討において、「PDS（Personal Data Store）」、「情報銀行（情報利用信託銀行）」及び「データ取引市場」に関する概念整理²や、これらに関する法制度整備を含む何らかのルール整備の必要性³について、本年3月に取りまとめが行われている。

これらを受けて、情報通信審議会では、本年1月に「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方について第三次中間答申（平成27年9月25日付け諮問第23号）」（平成29年1月27日情報通信審議会）において、「健全かつ優良なデータ取引市場の要件や、市場のプレイヤーに求められる要件に

1 「日本再興戦略改訂2016」（2016年6月）

2 「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」（H29年3月15日第2回データ流通環境整備検討会資料）では、PDS、情報銀行及びデータ取引市場について、下記のとおり定義している。

- ・PDS（Personal Data Store）とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有するもの。
- ・情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業。（データの提供・活用に関する便益は、データ受領事業者から直接的又は間接的に本人に還元される。）
- ・データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。（価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能を担うことが想定される。）

3 「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」（H29年3月15日第2回データ流通環境整備検討会資料）においては、「PDS、情報銀行、データ取引市場とともに、現時点では構想・実証段階のものを含め、分野横断的なデータ活用に向けた動きが始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を進める必要がある。このような状況を踏まえると、実証の結果等を見ながら、実態にあわせて、分野横断的なデータ流通・活用を促進するための法制度整備を検討していくことが必要である。」とされている。

ついて、ガイドライン化や任意の認定制度を設けるなどの措置を検討することとし当審議会において検討の場を設け、本年夏を目途に一定の結論を得る」こととした。そして本年2月より、情報通信政策部会 IoT 政策委員会 基本戦略ワーキンググループの下に設置したデータ取引市場等サブワーキンググループ（SWG）において、個人情報を含むパーソナルデータの安心・安全な流通・活用を促進するため、情報銀行及びデータ取引市場について、個人の関与の下で信頼性・公正性・透明性を確保するための制度の在り方の検討を行った。

2. 検討事項

当審議会においては、健全なデータ取引市場の形成を実現するため、データ取引を行うプレイヤー及びデータ取引市場を運営する者の双方について、以下のとおり、求められると考えられるルールに関する検討を行った。

(1) データ取引市場のプレイヤーに関するルール

データ取引市場に参加するプレイヤーとしては、①データ保有者（本人からデータを取得した者を含む。）及び②データ保有者からデータ活用に関する契約等に基づき、当該データを託される者（情報信託機能を担う者）が想定される。

パーソナルデータの流通の促進と、データを活用したビジネスの活性化を図るべく、上記のうち、②情報信託機能を担う者について、後述する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）上の匿名加工情報として加工されていないパーソナルデータについても、データ保有者が安心して当該データを託することができるようにするために、適切な業務運営の担保に必要なルールを検討した。

(2) データ取引市場を運営する者に関するルール

データの流通の更なる促進を図るため、データの取引が行われる市場（データ取引市場又は単に取引市場）に参加する各主体が保有するデータの価値を正確に「見える化」とするとともに、取引市場について、透明で公正な市場の運営が行われていくために必要なルールを検討した。

3. 情報信託機能について

(1) 関連制度の現状

パーソナルデータの流通の促進と、データを活用したビジネスの活性化を図るためには、パーソナルデータの円滑な第三者提供を可能とすることが必要であるが、個人データの第三者提供については、個人情報保護法第23条第1項において、原則として個人データの本人からの同意が必要とされており、当該同意

の取得に当たっては、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。」とされている⁴。

このため、事業者としては、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示」せているかどうか、望ましい措置として、どの程度「想定される提供先の範囲や属性を示す」かどうかの判断をすることとなるが⁵、本人に対し、利用目的や提供先の第三者の範囲等をどこまで示せば「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲」に該当するののかについては、現状、個々の個人情報取扱事業者において、個別の事例の事実関係に即して判断をすることが求められている⁶。

また、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合については、個人情報保護法第23条第5項において、(i) 共同利用をする旨、(ii) 共同して利用される個人データの項目、(iii) 共同して利用する者の範囲、(iv) 利用する者の利用目的、(v) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが求められている。

サービス事業者間でのパーソナルデータのやり取りについては、今後、様々なデータの流通形態が想定される。流通方法として、個人情報保護法上の共同利用による個人データの提供を行うことを選択した事業者は、「本人がどの事業者まで利用されるか判断できるように」できているかどうかの判断をすることになるが⁷、共同利用に関する規制の遵守状況についても、個々の個人情報取扱事業

4 「個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取得状況（取り扱うデータの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。」（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号、以下、「GL通則編」という。）3-4-1、括弧内省略、下線部筆者）。

5 個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」（平成29年5月30日）において、「第三者提供の同意を得るに当たり、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要はありますか。」との質問に対し、「提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もっとも、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。」との回答が示されている（Q&A 5-9）。

6 宇賀克也教授は、「本人の同意を得る方法について本法は特段の制限をしていないが、書面によることが望ましい。また、個人データを提供される第三者が誰か、第三者に提供される個人データの内容、個人データの提供を受けた第三者がどのような利用を行うかを本人に明確に認識させたうえで同意を得るようすべきである」（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第5版]』（有斐閣、2016年）156頁）としており、より厳しい判断基準を採用している。

7 「特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、次の①から⑤までの情報（※）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供

者において、個別具体的な事例の事実関係に即して判断をすることが求められている。

なお、個人情報保護法上、適法に匿名加工情報に加工された情報であれば、本人の同意なしに第三者提供を行うことができる（個人情報保護法第2条第9項、第36条以下）が、匿名加工情報は本人を識別するために他の情報と照合することが禁止されているため、特に、本人に対してフィードバックを行うようなパーソナルデータの利活用は制限されることとなる（個人情報保護法第36条第5項、第38条）。

(2) 情報信託機能に関する実証実験

上記のとおり、個人情報保護法の下では、収集された個人情報を一定の要件を満たして匿名加工情報に加工すれば、本人の同意なしに第三者提供が可能となる。

他方で、本人に対してフィードバックすることを前提に、匿名加工情報とはなっていない（個人情報に該当する可能性がある）パーソナルデータについて、第三者の利用に供することで利用者利便の向上を図る必要性や、パーソナルデータの活用を前提とするビジネスの可能性も指摘されている。この可能性を検証するため、総務省においては、観光分野を題材とし、「IoT おもてなしクラウド事業」（平成28・29年度実証事業）が実施されている。

この実証事業では、訪日外国人を対象とし、一般社団法人が運営する「IoT おもてなしクラウド」において、当該訪日外国人が自ら登録をしたパスポート情報等の個人情報を含むパーソナルデータを、「第三者」であるホテル等のサービス事業者提供することを可能としている。これによって、訪日外国人が、業種をまたいだ多種多様なサービスをスムーズに享受することが可能となるモデルを検証するものである。

検証の結果として、実証の参加者（訪日外国人）からは、提供先（情報信託機能の運営者）の信頼性の確保や、還元される便益の見える化の必要性について指摘がされている。

また、情報の提供先であるサービス提供事業者からは、①第三者提供を行う場合、匿名加工情報への加工を行わないデータを活用するニーズがあり得ること、②第三者提供時の提供先の範囲の提示方法や、第三者提供に対する同意取得を

した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。」（GL通則編3-4-3(3)）。

※①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」抜粋

行う具体的方法等に関する適法性の判断基準の明確化の必要性について指摘がされている。

(3) 情報信託機能を担う者に関するルールの在り方

① 基本的な考え方

パーソナルデータの適切な利活用を推進していくためには、第三者提供が行われる際、本人が個別具体的にその可否を判断することを可能とする PDS の機能を提供する事業者が必要となると考えられる。

他方で、これまでの実証実験等の結果からは、データの第三者提供に係る全ての場面において、本人に対して、個別に判断し、回答することを求めるのは、逆に、本人の対応の負担が過大となる場面があることが明らかとなった。また、データを提供する際の判断に係るリテラシーには個人差があることから、情報判断弱者が出ないための制度設計を行う必要がある。

このため、上記 PDS に加え、データ保有者に代わって本人の指示又は予め指定した条件に基づき第三者提供の可否を判断し、本人又はデータ保有者に代わって提供する機能である、いわゆる情報信託の機能を提供する事業者のニーズが高まってくると考えられる。

今後、情報信託の機能を提供する事業者が現れ、実際に事業を遂行する場合において、当該事業が適切に運営されるためには、情報信託機能の信頼性を確保するための社会的な仕組みが必要である。本人にとっては、自らが提供したデータが個別には把握していない第三者に渡ることにつき、漠然とした不安があり、データを提供することによる便益も把握しづらいことから、概して、データの提供には消極的な姿勢が示される。このような消極的姿勢を解消し、情報信託機能を提供する事業が適切に認知されるためには、パーソナルデータを提供する明確なメリットを提示するだけでなく、本人の不安を軽減し、安心・安全にデータを預けることを可能とするための社会的な仕組みが求められる。

このため、一定の要件を満たした事業者については、第三者による認定・公表を含め、客観的な基準の下に社会的に認知する仕組みが必要である。

② 制度の在り方

当審議会では、こうした仕組みの具体的な在り方について、検討を行った。

まず、事業者が本人の個別同意によりデータを取得、利用する限りにおいて、PDS の機能を活用する場合には、個人情報保護法上の問題は生じない。これは、個人が事業者にデータの蓄積・管理を委託する場合でも、第三者提供等が個別同意に基づいている限りにおいては同様である。

他方で、情報信託機能においては、「個人の指示又は予め指定した条件」に基

づき、第三者提供の妥当性を判断することとなるため、包括的な同意に基づいて第三者提供を行う場合にはその有効性が問題となる。前述のとおり、第三者提供の同意や共同利用のスキームについては、事業者が個別の事例の事実関係に即して判断をすることが求められている。

この点、5月30日に閣議決定された官民データ活用推進基本計画においては、「個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を平成29年度上半期中に開始するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信や認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等について平成29年度中に検討を行い、適切な利活用環境を継続的に整備」することとされており、情報信託の機能を提供する事業者においても、このような事前相談の枠組みを利用するという手段が用意されている⁸。

これらを踏まえ、下記のとおり、事業者がより積極的に情報信託機能に関するサービスを行うために必要なルール・枠組みを検討した。

(ア) 立法措置

必要な制度整備を立法によって行うという方法であり、具体策としては、①表示独占などの緩やかな規制と、②許認可制などの本格的な参入規制が考えられる。

①表示独占などの緩やかな規制については、例えば、情報信託機能に係る事業の実施を希望する事業者に必要な要件を示した上で、要件を充足している旨の独占的な表示を許し、当該事業者については第三者提供等に関する一定の範囲の包括的な同意について、その他の事業者とは異なる基準で認める方法がある。

他方で、②許認可制などの本格的な参入規制を行う場合には、情報信託機能を担う事業者に必要な要件を示した上で、これを満たした者に対しては、第三者提供等に関する一定の範囲の包括的な同意取得について、個人情報保護法上

⁸ 「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」(H29年3月15日第2回データ流通環境整備検討会資料)においても、「民間企業等が個人情報保護法に関し個人情報保護委員会に対して問い合わせを行った結果や認定個人情報保護団体等において検討された結果等について整理して、問題ないビジネス形態等(ホワイト事例・ベストプラクティス等)を他者も参照できるように、事例集のような形で公開することも有用である。」とされていた。

更に、改正個人情報保護法においては、認定個人情報保護団体が策定した個人情報保護指針が個人情報保護委員会に提出され、個人情報保護委員会がこの指針をまとめて公表することとされている。認定個人情報保護団体に加入している対象事業者がこの指針をしっかりと守れるように、指導、勧告などの権限が認定個人情報保護団体に与えられ、消費者からの苦情も受けられるようにされている。

の第三者提供や共同利用とは異なる方式で認める制度が考えられる。この場合、一定の方式を履践した場合の「みなし同意」を法定することも考えられる。

これらの方策のメリットとしては、政府による公正で安全な市場の担保が可能になるということが挙げられるが、他方でデメリットとして、必ずしもサービスが成熟しているとは言えない情報信託機能に関するサービスについて、緩やかであっても法的措置を設けるということは、市場の発展を阻害するのではないかという点が挙げられる。

(イ) 民間事業者による自主的取組

必要な制度整備を立法ではなく事業者又は民間団体による自主的な取組に委ねるという方法も考えられる。具体策としては、民間団体が任意の認定制度を構築し、事業者への認定・事業者のモニタリング等を担うということが考えられる。

この方策のメリットとしては、当事者がルール策定に関与することが可能であり、事業者の自主的な取組の促進が可能であることが挙げられるが、他方、デメリットとして、法的拘束力のあるルールを設けることができないことが挙げられる。

以上の検討を踏まえると、立法措置を行ったうえで、政府等において一定の要件を満たした者を認定し、公表することで信頼性を確保する制度も将来的な選択肢としては考えられる。

しかしながら、今般の検討の過程では、①現段階で、情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者はなく、今後の実証実験等を通じ、具体的な制度を構築するための事実関係を更に積み上げていく必要があるのではないかと、②今後の発展が期待される市場については、当事者の自主的な取組を推進し、当事者が実態に即したルールを形成していくことが望ましい等の指摘もあった。

このため、当面は、情報信託機能の実証実験や、個人データの第三者提供、共同利用等の関連する個人情報保護法上の制度の運用も考慮しつつ、今後の応用も視野に入れ、特に観光など具体的に効果が期待できる分野を中心に、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されていくことが望ましいのではないかと考えられる。

③具体的なルールの例

当審議会における検討を踏まえ、情報信託機能を担う者に求められる要件としては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- 1) 体制の整備
 - ・ 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
 - ・ 善管注意義務、忠実義務、分別管理義務の確保
- 2) データ提供者との間の約款の策定、公表
 - ・ 個人情報の取得方法、利用目的、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 提供された情報を第三者利用に供する場合の判断基準の明示
 - 情報の提供者が、第三者利用に供する範囲（提供先の範囲及び提供する情報の範囲）を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントロールビリティの明示）
 - データの取得・提供等に係る重要事項の変更がある場合の事前通知
 - 情報の提供者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏えいがあった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
- 3) データ提供先の事業者との約款の策定、公表
 - ・ 信頼性のある事業者、データ利活用・還元が可能な事業者のみへの提供
 - ・ 個人情報の取扱方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 不正行為の禁止
 - 第三者利用に供された先で情報漏えいがあった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 目的外使用の禁止
 - セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
- 4) 以上1)～3)に関する提供者に対する説明義務

なお、既に自らデータを保有している事業者についても、上記の要件を満たした場合には、情報信託機能を担う者として認めていくこととするべきである。

併せて、パーソナルデータ利活用の推進に向けては、同時に、利用者である国民・消費者のリテラシーの向上を図ることが必要である。このため、情報信託機能の理解の促進、利活用の推進・広報と共に、消費者のリテラシー向上に係る取組も期待される。

更に、取り扱うデータに関して何らかの損害が発生した際に、補償をするための機関やルールを検討も求められる。

4. データ取引市場

(1) データ取引市場の動向

データ取引市場については、既にビジネスとして取組を開始している例や、マーケットの開設に向けた取組が見られる。

データ取引市場の類型としては、誰もが参加出来る公開の取引所（パブリックマーケット）、既に保有しているデータの取引を行う取引所（プライベートマーケット）等が考えられる。

例えば、パブリックマーケットの例として、エブリセンスジャパン株式会社のビジネスがある。エブリセンスジャパン株式会社は、実ビジネスとして、データ取引市場の取組を行っている。同社では、センサーが持つデータと、そのデータを利用して事業開発や新サービス、学術研究に取り組む企業・研究機関が求める情報（希望条件）をマッチングさせ、データの売買を仲介する IoT 情報流通プラットフォームを運営している。

なお、パブリックマーケットとプライベートマーケットは二つの異なる種類のマーケットだが、プライベートマーケットが複数ある場合でも、マーケット間の相互連携が図られていけば、おのずとパブリックマーケットに近づいていくことが考えられる。

こういったデータの取引市場に関するビジネスの前例はなく、現在は、個社それぞれが取組を開始している状況であるが、今後ますます増大するデータ取引に対応するため、健全な取引市場を確保するための市場運営者の要件やルール整備の必要性が指摘されている。

(2) 制度の現状

データ取引の市場に関する法規制等はない。なお、金融取引市場や卸電力市場等、特定の分野において「市場」に関する法規制やルールが策定されている例がみられる。

① 証券取引所の例

証券取引所（金融商品取引所）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく内閣総理大臣の免許を受けて開設されている。

同法の目的は、「(前略) 金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とされているとおり、取引所の適切な運営の確保により、公正な取引、円滑な流通、公正な価格形成等を図ることとしている。

②電力市場（日本卸電力取引所）の例

日本卸電力取引所は、「現物の電気等の売買を仲介する卸電力取引所の開設・運営により、取引所において売買する者の利便性に資することを通じて電気事業の発展に寄与すること」を目的とし、その事業として「現物の電気の売買市場の開設と運営」を行っている。

日本卸電力取引所は、平成15年11月の設立当初は、参加者平等の組織形態、オープンな参加資格、透明公正な手続、公正なルールに基づく中立性が担保された法人とし、各市場参加者のニーズに対応し、効率的な運営を担保する観点から、私設の任意の取引所（有限責任中間法人）として設立された^{注4}。

私設任意で運営されていた際のルールとしては、取引参加資格（資産規模、預託金の設定等）や禁止事項（偽装取引、相場操縦情報の流布の禁止等）等が定められていた。

その後、日本卸電力取引所は、「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年6月成立）に基づき、平成28年4月に経済産業大臣の指定を受けた。現在は、同法に基づき、不正取引（相場操縦等）の防止、国による市場監視及び取引所の運営の適正性確保に関する規制が課されている。この指定法人の数は1に限られておらず、複数の卸電力取引所の指定も可能となっている。また、指定を受けずに取引市場の開設を行うことは禁止されておらず、その場合には上記の規制は及ばない。

(3)取引市場を運営する者に関するルール

①基本的な考え

今後ますます増大することが見込まれるデータ取引ビジネスが円滑・健全に行われるように、ルール整備の検討が求められる。

具体的には、データ取引市場の信頼性を確保するために、中立性、公正性、透明性等について、一定の要件を満たした事業者については、認定・公表されるなど、社会的に認知される仕組みが必要と考えられる。

②制度の在り方

当審議会においては、こうした仕組みの具体的な在り方について、以下のような検討を行った。

(ア) 立法措置

データ取引市場に関する法規制は存在しないが、価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等を保証するために、市場開設者についての一定の措置の必要性が問題となる。

データ取引市場については、情報信託機能における立法措置と同様に、①表示独占などの緩やかな規制が考えられる他、前述の電力取引市場と同様の②指定法人制（当該指定を受けなくても市場の開設は可能。）や、金融取引市場と同様の③免許制が考えられる。

これらの方策のメリットとしては、強制力に幅があるものの、政府による公正で安全な市場の担保が可能であることが挙げられる。特に②の指定法人制を採用した場合、民間事業者の自由な取組を阻害せずにルール整備が可能であることが挙げられる。他方で、デメリットとしては、③免許制を採用した場合には、要件が厳格化され、事実上、免許事業者が生まれないことが考えられる。また①から③の立法措置に共通のデメリットとしては、データ取引市場自体が発展途上であるにもかかわらず、法的措置を設けることで、市場の発展を阻害する可能性が考えられる。

(イ) 民間事業者による自主的取組

従前の電力取引市場や金融取引市場における規制を参考にしつつ、必要な制度整備を立法ではなく事業者又は民間団体による自主的な取組に委ねるという方法も考えられる。具体的には、民間団体が任意の認定制度を構築し、データ取引市場を営む者に対する認定等を担うことが考えられる。

この方策のメリットとして、当事者がルール策定に関与し、データ取引市場を運営する事業者の自主的な取組の促進が可能であることが挙げられる。他方で、デメリットとしては、法的拘束力のあるルールを設けることができないことが挙げられる。

なお、民間事業者による自主的取組の例として、Wi-Fi アライアンスの取組がある。Wi-Fi アライアンスは、世界中の企業からなる民間団体で、同アライアンスは規定の品質、性能、セキュリティ、能力を満たす製品の認定を行っている。同アライアンスによる認定を受けた印である Wi-Fi ロゴは、消費者にも広く普及しており、安心をもって製品を購入する一助となっている。

Pマークや技術基準適合証明、また ITIL 国際標準による規格等、様々な基準があるが、Wi-Fi の社会認知度が高い要因として、民間事業者が自主的なルールに基づき、商業的に求められる事項を優先しながら、最低限必要な機能を定めていったことがあるのではないかと考えられる。

以上の議論を踏まえると、現在、発展途上であるデータ取引市場に関しては、民間事業者の自主的な取組を促進するとともに、当事者が、実態に即したルールを形成又はルールの形成に関与することが望ましい。

このため、当面は、民間の団体による、任意の認定制度が適当ではないかと考えられる。

③具体的なルール

当審議会の検討を踏まえると、取引市場の運営者に求められる要件としては、例えば、以下のような事項が考えられる。

1) 体制の整備

- ・ 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
- ・ 売買を行わない、自らデータを保持しない、価格決定をしない（公正・中立の立場から取引を仲介）

2) データ提供者との間の約款の策定、公表

- ・ データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 取引情報の記録（トレーサビリティの確保）
 - 市場運営者が取引される情報の閲覧、市場運営により得た情報の他の目的での利用・第三者への漏えいの禁止（不正行為の防止）
 - 取引参加者が、取引内容を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントローラビリティの明示）
 - 取引参加者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏えいがあった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）

3) データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表

- ・ データの利用目的、データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 第三者利用に供された先で情報漏えいがあった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 不正行為の禁止

4) データ取引に関するルールの策定

- ・ 取引参加者への資格設定

5. まとめ

当審議会での検討を通じて、データ取引市場及び取引市場のプレイヤーについて、公平で公正な市場を確保するために、民間事業者の自主的な取組により、一定の要件を満たした者について社会的に認知をするための任意の認定制度を設けることが望ましいという結論を得た。

総務省においては、引き続き、実証事業等を通じて、具体的な制度を構築するための事実関係の積み上げや、必要なルールの検討を行うと共に、民間事業者の自主的な取組の後押しを行うことが望まれる。

具体的には、情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、先に示した任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することが期待される。また、データ取引市場については、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、取引市場に係るルールの形成及びそれに基づく認定業務に着手することが期待される。

以上の取組について、総務省はこれらを支援し、推進するとともに、これからの社会実装に当たっては、民間の取組だけでは不十分な事態や、想定していなかった課題等の対応が起こり得ることも踏まえ、更に議論を継続し、必要な制度の在り方について検討を進めていくべきである。